

平成 25 年 7 月 4 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

公益社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 小西 郁生

公益社団法人 日本産婦人科医会
会長 木下 勝之

一般社団法人 日本周産期・新生児医学会
理事長 田村 正徳

先天性風しん症候群の予防のための緊急対策と
風しんの流行を根絶するための抜本的な施策実施のお願い

本年の日本の風しん患者はすでに 1 万人を超え（平成 25 年 6 月現在）、空前の流行となっており、昨年 of 観測後最多の風しん患者数に引き続き、本年は昨年同時期の 30 倍以上の風しん患者数となっています。本年の特徴は、従来の小児を中心とした発生ではなく、患者の約 8 割が妊娠の可能性のある 20 代から 40 代の男女であることです。妊婦周辺での風しん発症は妊婦への風しん感染を引き起こし、先天性風しん症候群の児出生につながります。現実には、昨年 10 月からすでに 12 例の先天性風しん症候群児出生が報告されています（平成 25 年 6 月 23 日現在）。さらに、妊娠中の風しん罹患妊婦も報告され、今後この数は増加することが予想されます。

私どもは、わが国の母児の健康の増進と周産期医療の現場を担う専門団体として、医療が高度に発達したわが国において、先天性風しん症候群のような予防可能な先天疾患が多発している現状に重大な懸念を抱いており、政府に対してこの状況の打開のための緊急の対応及び風しんの流行を根絶するための抜本的な施策の実施を求めます。

先天性風しん症候群はそれを予防しようという強い意志に基づいた行政の介入により予防可能です。厚生労働省では既に平成 25 年 2 月 26 日付健康局結核感染症課長通知「先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について（情報提供及び依頼）」（健感発 0129）において「妊婦への感染を抑制するため、特に妊

婦の夫、子どもその他の同居家族、10代後半から40代の女性のうち、特に妊娠希望者又は妊娠する可能性の高いもの、産褥早期の女性のうち、抗体価が十分であると確認ができた以外の者に対して、任意での予防接種を受けること」について周知の必要性を指摘しています。

3団体では会員に対し、特に不妊治療外来を受診された女性など、妊娠を希望する受診者には、あらかじめ風しん抗体価の検査や風しんワクチンの接種歴を確認することを通じて、不妊治療の開始前に、風しん感染の予防に関する適切な情報提供や十分な風しん対策の実施を徹底するよう呼びかけたところです。

風しん患者がさらに増加している現在、緊急に必要なのは、妊娠を希望する女性と妊娠中の女性の家族への優先的なワクチン接種です。しかしながら、平成25年6月14日付厚生労働省健康局結核感染症課長通知「風しんの任意の予防接種の取扱いについて（協力依頼）」（健感発0614）で既に周知されておりますように、今夏以降、風しんワクチンの一時的な不足が懸念されています。

私どもは、現在の流行に際して先天性風しん症候群の発生を抑制するための有効な手段として、政府に対して、風しんワクチンの不足状況が解消するまでの間、妊娠を希望する女性と妊娠中の女性の家族のうち風しんワクチンの接種を必要と判断される方々に、確実にワクチンが供給される体制を整備するとともに当事者の経済的負担を最小限にする施策の緊急の実施を要望します。

また、今後、風しんの流行が起こらない社会を早急に実現するには風しん抗体保有率を85%以上に保持する必要がある、2回の定期接種開始以前の平成3年3月以前に生まれた風しん抗体保有率の低い年代への系統的なワクチン接種の推進を含む抜本的な対策の実施を要望いたします。